

平成25年12月10日
東北財務局

「いわゆる二重債務問題への対応をはじめとする被災者支援の促進について」
に係る留意事項について

この度、標記のことについて、別添のとおり、金融庁から各金融機関関係団体あてに要請が行われていますので、ご了知いただき、本要請の内容に沿った対応の徹底をお願い致します。

なお、個人債務者の私的整理に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）の活用の促進につきましては、

- ① 今後、防災集団移転促進事業等の進捗に伴い、被災者が、災害公営住宅への入居や持家の再建等の選択など、住まいの再建について具体的に考える機会が増えると見込まれること
- ② 持家の再建等を行うに当たっては、被災者が、各種支援制度の活用に加え、既存住宅ローンの取扱いや新たなローンの借入等についても判断することが必要になると考えられること

などを踏まえ、下記の点に留意して取り組まれるようお願い致します。

記

1. 被災者から相談があった場合や、地方公共団体による被災土地の買取りに伴う抵当権抹消手続き等の機会を捉え、債務者の状況に応じて、ガイドラインの活用を積極的に勧めること。
2. 特に震災前の住宅ローンを抱えている被災者から新たな住宅ローンの申込みがあった場合には、ガイドラインのメリットや効果等についても丁寧に説明すること。

以 上